



県章

# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1016 平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援に係る一般競争入札に参加  
する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 1
- 1017 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請  
(環境管理課)..... 3
- 1018 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 5
- 1019 " ( " )..... 6
- 1020 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課)..... 6
- 1021 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 7
- 1022 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 ( " )..... 7
- 1023 和歌山県ナースセンターの変更 (医務課)..... 7
- 1024 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 7
- 1025 " ( " )..... 8
- 1026 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)..... 8
- 1027 " ( " )..... 8
- 1028 " ( " )..... 9
- 1029 保安林の指定施業要件変更予定 ( " )..... 9
- 1030 保安林の指定施業要件の変更 ( " )..... 10
- 1031 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 10
- 1032 " ( " )..... 11
- 1033 " ( " )..... 12
- 1034 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 13
- 1035 " ( " )..... 13
- 1036 " ( " )..... 14

### ○ 選挙管理委員会告示

- 89 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 14
- 90 政治団体の解散の届出 ..... 14
- 91 政治団体の収支報告書の要旨 ..... 14
- 92 政治団体の設立の届出 ..... 15

### ○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)..... 15
- " (総務事務集中課)..... 18
- " ( " )..... 21
- " ( " )..... 24

## 告 示

和歌山県告示1016号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援

(2) 契約期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(3) 4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会に参加する者であること。

(4) 和歌山県が示す仕様を満足する提案書（作業実施計画を含む。）を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 個人にあっては、住民票

キ 印鑑証明書

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2(2)に掲げる資格を証明する書類

シ 提案書

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）1システム調

査・分析」又は「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に搭載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1) のアからエまで及びシに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年9月4日（金）から同月25日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年9月17日（木）午後5時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

##### (2) 日時

平成27年9月14日（月）午後2時

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年9月15日（火）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあっては平成27年9月25日（金）午後5時30分までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 6 資格審査書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2414  
ファクシミリ番号 073-428-1136  
電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

#### 7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年10月2日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年10月6日（火）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年10月13日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (4) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所へ提出するものとする。

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市葵町7-9

名称 マルト整染株式会社

代表取締役 土橋貴之

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪368

名称 マルト整染株式会社

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年9月4日から同月25日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ニ 精錬機 (連続毛焼晒 し装置)	1	シート 生地 40m/分	平成 27.9.30	9:00- 17:00	通常	90	7-8	60	50	20	10	2	5
					最大	190	7-8	60	50	20	10	2	5
第19号ニ 精錬機 (水洗乾燥装 置)	1	シート 生地 40m/分	平成 27.9.30	9:00- 17:00	通常	90	7-8	60	50	20	10	2	5
					最大	190	7-8	60	50	20	10	2	5
第19号ト 染色施設 (パッドドラ イヤー)	1	シート 生地 30m/分	平成 27.9.30	9:00- 17:00	通常	1	7-8	60	50	20	10	2	5
					最大	1	7-8	60	50	20	10	2	5
第19号ト 染色施設 (パッドスチ ーム水洗機)	1	シート 生地 30m/分	平成 27.9.30	9:00- 17:00	通常	100	10-11	60	50	20	10	2	5
					最大	200	10-11	60	50	20	10	2	5

第19号ト染色施設 (ジッガー染色機)	1	シート生地 600m/日	平成 27.9.30	9:00- 17:00	通常	8	10-11	90	80	30	10	2	5
					最大	8	10-11	90	80	30	10	2	5
第19号チ薬液浸透施設 (幅出しテーター)	1	シート生地 40m/分	平成 27.9.30	9:00- 17:00	通常	1	7-8	60	50	20	10	2	5
					最大	1	7-8	60	50	20	10	2	5

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
						区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	
pH処理 装置	コンクリート 製	W15.0 × L5.0 × H2.0	400	中和	平成 27.9.30	通常	処理前	108	10-11	60	50	20	10	2	5
							処理後	108	7-8	60	50	20	10	2	5
						最大	処理前	208	10-11	60	50	20	10	2	5
							処理後	208	7-8	60	50	20	10	2	5

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態								
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
排水口No.1	通常	200	7-8	60	50	20	10	2	5
	最大	400	7-8	60	50	20	10	2	5

和歌山県告示第1018号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年10月19日まで縦覧に供する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成27年8月18日
- 2 名称  
特定非営利活動法人幸福会
- 3 代表者の氏名  
岡本安弘
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市高野口町大字伏原1113番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合って、高齢者・障害者介護、人権・環境・まちづくり、地域青少年の健全育成、男女参画社会の実現等に関する事業を行うことにより、また、同じ目的をもつ団体等と連携を図り、もって地域福祉の推進、安全で安心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1019号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年10月21日まで縦覧に供する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年8月21日

2 名称

特定非営利活動法人紀の國ドルフィン倶楽部

3 代表者の氏名

本多弘義

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市出水44番地の5

5 従たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市畑屋敷千体仏丁17番地 馬鈴署館ビル201号

6 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通して心身ケアするとともに障害者（児）・高齢者等とその家族が、社会に参加する事を目的に創意工夫して多様な福祉サービスを行い自立した生活を営める様に支援する事を目的とする。

和歌山県告示第1020号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成27年11月8日（日）	御坊商工会議所（御坊市菌350-28）
平成28年2月14日（日）	サンかつうら会議室（東牟婁郡那智勝浦町天満803-3）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第1021号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
三木良久	整形外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	平成 27. 3. 31

和歌山県告示第1022号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	実 施 す る 特定行為の種別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	登 録 年月日
3021000 47	ヘルパーステーションよしはら	和歌山市吉原735番地	口腔内の喀痰吸引 経鼻経管栄養	株式会社中生	和歌山市吉原747番地の1	平成 27. 9. 1

和歌山県告示第1023号

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第14条第1項の規定により指定した和歌山県ナースセンターについて、変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	変更事項（住所及び事務所の所在地）		変 更 年月日
	旧	新	
公益社団法人和歌山県看護協会	和歌山市西浜1014-27	海南市南赤坂17番地	平成 27. 6. 24

和歌山県告示第1024号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月17日まで縦覧に供する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
--------------	---------------------

平成27年度第32号

有田郡広川町河瀬字一ノ水467-57外1筆

**和歌山県告示第1025号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月17日まで縦覧に供する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第33号-1	伊都郡かつらぎ町下天野字御祓松1537外6筆
平成27年度第33号-2	伊都郡かつらぎ町移字平山473外5筆

**和歌山県告示第1026号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町三尾川字椎木谷244の85、244の86・245の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、245の28、245の29（次の図に示す部分に限る。）、245の30、245の56

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字椎木谷244の85（次の図に示す部分に限る。）、244の86、245の27、245の28（次の図に示す部分に限る。）、245の29、245の30・245の56（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1027号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字新城字横手757の2、775、776の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1028号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村殿原字中南谷1216(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1029号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1030号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1031号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

木ノ本 (3) (I-3411)、木ノ本 (2) (I-3412)、木ノ本 (5) (I-30017)、木ノ本 (6) (I-30018)、木ノ本 (7) (I-30019)、木ノ本 (I-271)、木ノ本 (303) (III-1061)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

木ノ本(4) (I-3591)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1032号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

報恩講寺谷(1-201-1-119)、公園谷(1-201-1-122)、大川1(1-201-1-148)、大川谷2(1-201-2-065)、大川谷3(1-201-2-066)、大川2(1-201-2-095)、大川3(1-201-2-096-1)、大川3(1-201-2-096-2)、深山谷3(1-201-3-018)、深山谷4(1-201-3-019)、深山谷5(1-201-3-020)、深山谷6(1-201-3-021)、深山谷7(1-201-3-022)、深山谷8(1-201-3-023)、高森山南谷(1-201-3-024)、モミジ谷(1-201-3-025)、サクラの谷(1-201-3-026)、四国山南谷(1-201-3-027)、深山谷9(1-201-3-028)、深山谷10(1-201-3-029)、深山谷11(1-201-3-030)、深山谷12(1-201-3-031)、大川谷1(1-201-3-036)、港浦谷(1-201-3-037)、深山谷2(1-201-1-121)、尾振谷(1-201-1-123)、寺谷(1-201-1-124-1)、寺谷(1-201-1-124-2)、加太北11(1-201-1-127)、加太北13(1-201-1-129)、下女谷(1-201-1-130)、加太南3(1-201-1-133)、阿弥陀寺谷(1-201-1-134)、隠居谷(1-201-1-135)、加太南14(1-201-1-149)、大崎池谷1(1-201-1-150)、大崎池谷2(1-201-1-151-1)、大崎池谷2(1-201-1-151-2)、大崎池谷2(1-201-1-151-3)、鉄荘浦谷(1-201-1-159)、野奈浦西谷(1-201-1-160)、野奈浦東谷(1-201-1-161)、加太北2(1-201-2-067)、加太北3(1-201-2-068)、加太北4(1-201-2-069-1)、加太北4(1-201-2-069-2)、加太北6(1-201-2-071)、加太北7(1-201-2-072)、加太北8(1-201-2-073)、加太北14(1-201-2-074)、加太北15(1-201-2-075)、加太南2(1-201-2-083)、加太南4(1-201-2-084)、大谷(1-201-2-086)、加太南10(1-201-2-087)、加太南11(1-201-2-088)、阿弥陀寺谷西(1-201-2-089)、加太南12(1-201-2-090)、加太南13(1-201-2-091-1)、加太南13(1-201-2-091-2)、加太南13(1-201-2-091-3)、淡島東谷(1-201-2-092)、淡島西谷(1-201-2-094)、加太北1(1-201-2-097-1)、加太北1(1-201-2-097-2)、加太南15(1-201-2-098)、加太南16(1-201-2-099-1)、加太南16(1-201-2-099-2)、加太南16(1-201-2-099-3)、加太南6(1-201-3-032)、加太南7(1-201-3-033)、加太南8(1-201-3-034)、加太南9(1-201-3-035)、加太南17(1-201-3-038)、大川(I-259)、大川(2)(II-2009)、大川(3)(II-2010)、大川(II-2011)、大川(6)(II-30041)、深山(12)(II-30042)、深山(13)(II-30043)、大川(302)(III-1002)、大川(303)(III-1003)、深山(301)(III-1006)、深山(302)(III-1007)、深山(303)(III-1008)、深山(304)(III-1009)、深山(305)(III-1010)、深山(306)

(Ⅲ-1011)、深山(307)(Ⅲ-1012)、深山(308)(Ⅲ-1013)、深山(309)(Ⅲ-1014)、深山(I-260)、深山(3)(I-3406)、深山(2)(I-3581)、深山(4)(I-30020)、加太大振(Ⅱ-2006)、加太(26)(Ⅱ-2008)、深山(6)(Ⅱ-2016)、深山(7)(Ⅱ-2017)、深山(8)(Ⅱ-2018)、加太(14)(Ⅱ-2025)、加太(15)(Ⅱ-2026)、加太(16)(Ⅱ-2027)、加太(17)・向日ノ丁(2)(Ⅱ-2028)、加太(11)・向日ノ丁(2)(Ⅱ-2029)、加太(13)(Ⅱ-2030)、加太(18)(Ⅱ-2031)、加太(24)(Ⅱ-2048)、加太(25)(Ⅱ-2131)、深山(10)(Ⅱ-2142)、深山(11)(Ⅱ-2146)、加太(30)(Ⅱ-30028)、加太(31)(Ⅱ-30029)、加太(32)(Ⅱ-30030)、加太(33)(Ⅱ-30031)、加太(34)(Ⅱ-30032)、加太(35)(Ⅱ-30033)、加太(301)(Ⅲ-1015)、加太(306)(Ⅲ-1020)、加太(307)(Ⅲ-1021)、加太(308)(Ⅲ-1022)、加太(309)(Ⅲ-1023)、加太(310)(Ⅲ-1024)、加太(311)(Ⅲ-1025)、加太(315)(Ⅲ-1029)、加太浦谷(I-261)、新出・加太浦谷(I-262)、泊り谷・泊り谷(2)・泊り谷(3)(I-263)、水神・八幡山(I-264)、加太(山田)・加太(山田)・加太(山田)(I-265)、加太(仲の町)(I-266)、向ノ丁(2)・水神・加太(3)(I-267)、水神(2)(I-401)、向の丁・加太(1)(I-3401)、加太(4)(I-3404)、加太(6)(I-3582)、加太(27)(I-30010)、加太大振(2)(Ⅱ-2019)、加太(8)(Ⅱ-2020)、加太(9)(Ⅱ-2021)、加太(10)(Ⅱ-2023)、加太(28)(Ⅱ-30025)、加太(29)(Ⅱ-30026)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

深山谷1(1-201-1-120)、不老谷川(1-201-1-128)、加太南5(1-201-2-085)、小浦谷淡島谷(1-201-2-093)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第1033号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

長谷池谷(5-383-1-003)、長谷池谷左支溪(5-383-1-004)、栗谷川(5-383-1-005)、前田川左支溪(5-383-1-006)、前田川右支溪(5-383-2-002)、前田川右支溪(5-383-2-003)、衣奈(2)(I-895)、衣奈(I-896)、衣奈(3)(I-897)、衣奈4(I-3950)、衣奈5(I-3951)、衣奈6(I-3952)、衣奈15(I-50169)、衣奈16(I-50170)、衣奈7(II-4104)、衣奈8(II-4105)、衣奈9(II-4111)、衣奈10(II-4114)、衣奈11(II-4119)、衣奈17(II-50198)、衣奈18(II-50199)、衣奈12(III-2555)、衣奈13(III-2559)、衣奈14(III-2561)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

衣奈1(5-383-1-007)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1034号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3293	海南市且来字城ノ内23番1の一部、23番5の一部、23番7の一部、24番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 27.8.26	5.50	27.77
				5.50	34.25

和歌山県告示第1035号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3302	岩出市西国分字古川845番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 27.8.26	6.00	35.20
------	-------------------	----------------------	---------------	------	-------

## 和歌山県告示第1036号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3317	紀の川市中井阪字平池301番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 27.8.24	6.00	70.85

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
和歌山県LPガス政治連盟	福島幹治	代表者	福島幹治	池本勝己	平成 27.6.1
泉風会	久保隆一	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町伏拝983-2	田辺市文里二丁目32-1	平成 27.8.4
		代表者	久保隆一	廣畑照二	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
遠友会	遠藤富士雄	平成 27.6.30

## 和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成27年分）の要旨

（単位：円）

## 遠友会

報告年月日 27.07.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部	秋月史成	山本哲也	西牟婁郡上富田町朝来1308-8	○	平成27.8.4

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立志会	満石公二	打越澄夫	東牟婁郡古座川町松根571-1	平成27.7.24
中井じゅん後援会	藤本強	中井由岐美	有田郡広川町広178	平成27.7.27
西口正助後援会	西口正助	内田博之	有田市港町733	平成27.8.3

## 公 告

## 入 札 公 告

平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度

(2) 調達業務の名称

平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援

- (3) 調達業務の内容  
本システムに対する機能追加と、その連携に係る既存システム接続支援及び情報提供ネットワーク接続支援
- (4) 業務担当部局  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (5) 業務の期間  
契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
平成27年和歌山県告示第1016号で定めた平成27年度団体内統合宛名管理システム機能追加・接続支援に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階
- (2) 期間  
平成27年9月4日（金）から同年10月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) （1）及び（2）の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年9月18日（金）午後5時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- (2) 日時  
平成27年9月14日（月）午後2時
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- イ 入札日時  
平成27年10月14日（水）午前11時
- ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年10月14日（水）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Addition of functions and connection support of the integrated address management system

- (2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 14 October 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 14 October 2015)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2414

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

---

**入札公告**

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。

以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成27年度 調達案件番号 20150023197号

(2) 調達案件名

胸部(デジタル・小型)検診車

(3) 調達物品の名称及び数量

胸部(デジタル・小型)検診車 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成28年3月30日(水)

(6) 納入場所

公益財団法人和歌山県民総合健診センター車庫

(和歌山県和歌山市手平二丁目332)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「医療用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成27年9月4日(金)から同月11日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

平成27年9月18日(金)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年9月17日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年9月17日（木）午前9時から同月18日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集

中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所以に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Compact Digital Chest X-ray Examination Car : 1set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 18 September 2015

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

---

## 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号

平成27年度 調達案件番号 20150023198号

- (2) 調達案件名  
胸部リフト（デジタル）検診車
  - (3) 調達物品の名称及び数量  
胸部リフト（デジタル）検診車 一式
  - (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
  - (5) 納入期限  
平成28年3月30日（水）
  - (6) 納入場所  
公益財団法人和歌山県民総合健診センター車庫  
（和歌山県和歌山市手平二丁目332）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「医療用機械器具」に登載されている者であること。
- また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課
  - (2) 期間  
平成27年9月4日（金）から同月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
    - ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
    - イ 入札日時  
平成27年9月18日（金）午前10時30分から
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
  - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年9月17日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課

に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年9月17日（木）午前9時から同月18日（金）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所以外に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ア 名称  
和歌山県会計局総務事務集中課
  - イ 所在地  
郵便番号 640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2294  
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Digital Chest X-ray Examination Car With A Lift : 1set
- (2) Time limit for tender :  
10:30 a.m. 18 September 2015
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288

---

**入札公告**

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
平成27年度 調達案件番号 20150023199号
- (2) 調達案件名  
胸部（デジタル）検診車
- (3) 調達物品の名称及び数量  
胸部（デジタル）検診車 一式
- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限

平成28年3月30日（水）

(6) 納入場所

公益財団法人和歌山県民総合健診センター車庫  
(和歌山県和歌山市手平二丁目332)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「医療用機械器具」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成27年9月4日（金）から同月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成27年9月18日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年9月17日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年9月17日（木）午前9時から同月18日（金）午前10時45分までに行うこと。

## (2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

## イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Digital Chest X-ray Examination Car : 1set
- (2) Time limit for tender :  
11:00 a.m. 18 September 2015
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288